

令和 6 年度加美町農業委員会
第 8 回定例総会議事録

令和 6 年 1 1 月 2 5 日（月）

加美町小野田支所 2 階会議室

加 美 町 農 業 委 員 会

令和6年度第8回定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年11月25日（月）午後1時30分～午後1時51分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員（農業委員14名 / 農地利用最適化推進委員5名）

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
農 業 委 員	2番	杉 村 昭 宏
〃	3番	猪 股 弘
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	8番	青 木 拓 也
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	11番	三 浦 良 人
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜
農地利用最適化推進委員		本 田 浩
〃		尾 形 明
〃		長 沼 一 弥
〃		下 山 啓 一
〃		佐 藤 繁

4 欠席委員（3名）

農 業 委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	12番	星 榮 喜
農地利用最適化推進委員		澁 谷 涼 子

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第16号	非農地証明書交付について
日程第5	報告第17号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	議案第18号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第20号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐 藤 登志子
農業委員会事務局次長	鎌 田 裕 充
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠 山 明 大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第8回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

＊事務局（佐藤登志子事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和6年度 加美町農業委員会 第8回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

＊議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員14名、農地利用最適化推進委員5名です。1番 高橋秀生委員、12番 星榮喜委員、澁谷涼子推進委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、4番 佐藤とも委員、5番 今野修委員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

＊議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第16号 非農地証明書の交付について

＊議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第16号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。

＊事務局（畠山明大係長） 報告第16号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。

令和6年11月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の非農地証明願は2件でございます。

報告書番号1

所在地 字赤塚の田

現況 宅地

面積 1,026㎡

昭和50年頃の航空写真では既に貸家と倉庫が建築され、3町合併時点で農地台帳から除外されており、固定資産税も既に宅地として課税されている。

報告書番号2

所在地 字下原の畑 2筆

現況 雑種地

面積 合計311㎡

平成5年以前から雑種地として利用変更され、3町合併時点で農地台帳から除外されており、固定資産税も既に雑種地として課税されている。

〔 以上2件の非農地証明書交付について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第16号を終了いたします。

日程第5 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について

＊議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

＊事務局（鎌田裕充次長） 報告第１７号 農地法第１８条第６項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。

令和６年１１月２５日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第１８条第６項の規定による通知は１件でございます。

報告書番号１

所在地 宮崎字永志田一番の田

面積 ２, ７ ９ ５ ㎡

基盤強化促進法

〔 以上１件の合意解約について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第１７号を終了いたします。

日程第６ 議案第１８号 農地法第３条の規定による許可申請について

＊議長（板垣文一会長） 日程第６、議案第１８号 農地法第３条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

＊事務局（鎌田裕充次長） 議案第１８号 農地法第３条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第３条第１項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和６年１１月２５日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第３条の許可申請は３件でございます。

申請番号１

申請地 字芋沢一番の田 ４筆

面積 合計 ８, ８ ９ ４ ㎡

耕作者へ贈与するもの

申請番号２

申請地 宮崎字旭の田

面積 ２, ５ ３ １ ㎡

耕作者へ賃貸借するもの

申請番号 3

申請地 米泉字的場の田

面積 7 7 2 m²

耕作者へ贈与するもの

〔 以上 3 件の許可申請について説明 〕

* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号 1 番について 9 番 尾形徳夫委員お願いします。

* 9 番（尾形徳夫委員） 申請番号 1 番につきまして、11月17日に譲渡人へは電話にて、譲受人とは直接現地を確認し聴き取り調査を行いました。お二人は親戚の関係でございまして、譲渡人が相続で譲り受けた農地を、以前から譲受人が耕作しておりました。司法書士の方からのアドバイスで、今回贈与の申請に至ったという経緯でございます。聴き取り調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号 2 番について 3 番 猪股弘委員お願いします。

* 3 番（猪股弘委員） 11月20日に、譲渡人・譲受人と直接お会いして聴き取り調査を行いました。譲渡人は入院中のため現在耕作が不可能で、前年まで耕作していた方にも依頼できない状況でした。今回は譲受人の経営面積が基盤強化法の基準に満たないことから、3条での賃貸借となったものでございます。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号 3 番について 1 番 高橋秀生委員に代わり、事務局お願いします。

* 事務局（鎌田裕充次長） 高橋委員に代わり報告書を読み上げます。11月16日、譲渡人・譲受人へ聴き取り調査を行いました。申請地はもともと譲受人所有の田と合わせ田になっており、以前から譲受人が耕作しておりました。譲渡人は仙台市にお住まいで、後継者も今後農業を営む計画がないことから、今回の申請に至ったものでございます。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第7 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

- *議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

- *事務局（畠山明大係長） 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和6年11月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請地 菜切谷字清水一番の畑

面積 155㎡

申請事由 使用貸借による居宅建築

事業計画 許可日着工予定 / 令和7年3月30日完成予定

申請地は加美町役場の北北東約1.6kmに位置し、菜切谷集落内に介在する農地ですが、東側に広がる農地と一体化し「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第1種農地と判断いたしました。

譲受人お二方の関係は親子で、その親子が兄及び叔父である譲渡人の土地に居宅を建設するものです。譲受人親子の子については、譲渡人のところで農業に従事しており、職場である叔父の家の近くの申請地を選定したものです。用途が住宅であり「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

〔 以上1件の許可申請について説明 〕

- *議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、7番 山本成委員お願いします。

＊ 7 番（山本成委員） 令和 6 年 1 1 月 1 5 日、佐藤局長、畠山係長、青木委員、尾形委員、私の 5 名で現地調査を行って参りました。

申請地において、盛土は行わないため土砂の流出はございません。用排水施設はなく、雨水は既設側溝へ放流し、生活雑排水は公共下水道へ接続します。以上のことから周辺農地に係る営農条件への支障はないものとし、許可相当と判断いたしました。以上です。

＊議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第 1 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第 1 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第 8 議案第 2 0 号 農用地利用集積計画の審査について

＊議長（板垣文一会長） 日程第 8、議案第 2 0 号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

＊事務局（鎌田裕充次長） 議案第 2 0 号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について改正前農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買 4 件、賃貸借 8 件でございます。

申請番号 1

申請地 城生字館ノ内一番の田 他 1 1 筆
面積 合計 3, 4 0 9 m²
権利移動の種別 売買

申請番号 2

申請地 字中嶋南原畑の田 2 筆
面積 合計 7 6 9 m²
権利移動の種別 売買

申請番号 3

申請地 宮崎字新上石の田 2 筆

面積 合計 3, 9 8 1 m²

権利移動の種別 売買

申請番号 4

申請地 宮崎字新上石の田

面積 1, 0 7 1 m²

権利移動の種別 売買

申請番号 5

申請地 上狼塚字小関の田 外 1 9 筆

面積 合計 1 8, 9 8 8 m²

権利移動の種別 賃貸借

申請番号 6

申請地 下多田川字松久保一番の田 2 筆

面積 合計 5 7 3 m²

権利移動の種別 賃貸借

申請番号 7

申請地 平柳字鹿島の田 外 7 筆

面積 合計 1 9, 9 9 2 m²

権利移動の種別 賃貸借

申請番号 8

申請地 雑式目字雲雀の田 2 筆

面積 合計 1 3, 7 1 1 m²

権利移動の種別 賃貸借

申請番号 9

申請地 宮崎字永志田一番の田

面積 2, 7 9 5 m²

権利移動の種別 賃貸借

申請番号 1 0

申請地 宮崎字永志田一番の田 外 1 1 筆

面積 合計 2 5, 4 7 4 m²

権利移動の種別 賃貸借

申請番号 1 1

申請地 宮崎字旭の田

面積 2 0 7 m²

権利移動の種別 賃貸借

申請番号 1 2

申請地 宮崎字旭の田 6 筆

面積 合計 1 5, 1 0 3 m²

権利移動の種別 賃貸借

〔 以上 1 2 件の集積計画について説明 〕

* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑
ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

* 議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これよ
り議案第 2 0 号 農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

* 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 0 号 農用地利用集
積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

* 議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。
これで令和 6 年度加美町農業委員会 第 8 回定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後 1 時 5 1 分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和6年11月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 佐 藤 と も

署名委員 今 野 修